

# 議 会 運 営 委 員 会

令和4年11月10日(木)

午後1時～

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

## 出席者

〔委員〕 布施委員長、柳楽副委員長、  
肥後委員、三浦委員、沖田委員、足立委員、川上委員、串崎委員、  
小川委員、牛尾委員

〔議長団〕 笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕 坂田総務部長、佐々木総務課長、河内財政課長、猪狩総務管理係長

〔事務局〕 河上局長、下間次長、中谷書記

---

## 議 題

### 1 令和4年11月浜田市議会臨時会議について

(1) 令和4年11月浜田市議会臨時会議の付議事件及び付託案等について

資料 1-1

(2) 令和4年11月浜田市議会臨時会議の会議予定について

資料 1-2

(3) その他

### 2 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

資料 2

### 3 その他

(1) 請願・陳情の公開にあたっての提出者の個人情報について

資料 3

(2) 令和4年9月浜田市議会定例会議傍聴者のアンケート結果について

資料 4

## 令和 4 年 11 月浜田市議会臨時会議 付議事件について

議案等 (2 件)

## 【工事請負契約の締結 1 件、補正予算 1 件】

議案第 66 号 工事請負契約の締結について (市道日脚治和線 (周布橋)  
既設橋梁撤去工事 (その 2))

議案第 67 号 令和 4 年度浜田市一般会計補正予算 (第 9 号)

## 令和 4 年 11 月浜田市議会臨時会議 付託案等について

## 【市長提出議案の付託件数内訳】

産業建設委員会 1 件、予算決算委員会 1 件

市長提出議案等 (議案 2 件)

議案等番号	件名	付託先
議案第 66 号	工事請負契約の締結について (市道日脚治和線 (周布橋) 既設橋梁撤去工事 (その 2))	産業建設委員会
議案第 67 号	令和 4 年度浜田市一般会計補正予算 (第 9 号)	予算決算委員会

議会報告事件 (1 件)

意見書処理報告書	(令和 4 年 9 月浜田市議会定例会議議決分) 発議第 11 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を 求める意見書について
----------	--

## 令和 4 年 11 月浜田市議会臨時会議の会議予定について

## 1 概要

- (1) 名称 令和 4 年 11 月浜田市議会臨時会議  
 (2) 会議の期間 令和 4 年 11 月 11 日 (金) 午後 1 時 開会

## 2 当日 (11/11) の流れ

会議名	時間等	内容
本会議	午後 1 時開会	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会議の期間の決定 ○諸般の報告 ○提案説明 (2 件) ※提案説明後、休憩
	本会議休憩 (10 分程度)	○議案熟読
本会議	再開	○質疑・委員会付託 ※委員会付託後、休憩
常任委員会	本会議休憩中	○付託議案の審査 産業建設委員会 (全員協議会室) 予算決算委員会 (議場) ※委員会終了後、委員長報告を作成
	予算決算委員会終了後	○討論受付 (予算決算委員会終了後 10 分) ○対抗討論 (上記討論受付後 10 分) ○委員長報告作成
本会議	再開	○委員長報告 ○討論・採決 ○散会

※本会議終了後 全員協議会 (議場)

## 浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

NO	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	請願の公開	「会議規則関係」 P12 第2章 請願及び陳情	(請願) 1～12〔略〕 〔新設〕	(請願) 1～12〔略〕 13 請願書の写しは、公開（傍聴者・報道機関等への配付及びホームページへの掲載）する。請願書に添付された資料は、議員のみに配付し、公開しない。 (R4.11.10 追加)
2	受理した陳情の取扱い	「会議規則関係」 P12 第2章 請願及び陳情	(陳情) 1～3〔略〕 4 削除 (R01.12.18 追加) (R3.8.25 削除)	(陳情) 1～3〔略〕 4 受理した陳情は、正・副議長及び議会運営委員会の正・副委員長が、浜田市議会陳情書取扱基準（令和4年9月29日議会運営委員会決定。以下「陳情書取扱基準」という。）のいずれかに該当する内容が含まれていないかを確認し、付託先等取扱いの案を決定する。 (R4.11.10 追加)
3	委員会へ付託しない陳情	「会議規則関係」 P12 第2章 請願及び陳情	(陳情) 1～4〔略〕 5 陳情書は、原則として本会議に諮らず議長が全員協議会で関係委員会に審査を付託する。	(陳情) 1～4〔略〕 5 陳情書は、原則として本会議に諮らず議長が全員協議会で関係委員会に審査を付託する。ただし、議長が陳情書取扱基準のいずれかに該当すると認めるものについては、委員会付託及び審査を行わず、全議員にその写しを配付する取扱いとする。(R4.11.10 追加)

4	陳情の公開	「会議規則関係」 P12 第2章 請願及び陳情	(陳情) 1～12〔略〕 〔新設〕	(陳情) 1～12〔略〕 13 陳情の公開（傍聴者・報道機関等への配付及びホームページへの掲載）は、次のとおりとする。 （1）委員会に付託し審査する陳情は、陳情書の写しを公開する。 （2）陳情書に添付された資料は、議員のみに配付し、公開しない。 （3）委員会へ付託せず審査を行わない陳情は、公開しない。 (R4.11.10 追加)
---	-------	-------------------------------	-------------------------	---

令和 年 月 日

氏名 ( )

## 請願書・陳情書提出時の確認事項

## (1) 連絡先及び結果通知送付先住所

連絡先 ( )

送付先住所 ( )

請願・陳情者住所と同様 ⇒ 

## (2) 請願書・陳情書の原本の写しは、市議会ホームページで公開及び傍聴者等に配付します

① 住所（町名まで）の公開 ⇒ 承諾する ・ 承諾しない

② 氏名の公開 ⇒ 承諾する ・ 承諾しない

※陳情書にある地番及び印影は黒塗りにして公開します

## (3) 審査結果公開の際に、住所（町名まで）及び氏名を公開します

承諾する ・ 承諾しない

※浜田市議会陳情書取扱基準のいずれかに該当すると認められた陳情は、公開及び配付しません。

※請願書・陳情書に添付されている資料は、公開及び配付しません。

事務局確認事項（記入しないでください）

対象	( 請願 ・ 陳情 ) 第 ( ) 号
確認手段	( 本人の記入 ・ 職員による聞き取り ・ その他 )
執行部への提出	( あり ( 月 日 ) ・ なし )
備考	

議会傍聴者へのアンケート結果(令和4年9月浜田市議会定例会議分)

	No	受付日	年齢	住まい	1.傍聴回数	2. 傍聴目的		3.議員の発言内容の理解		4.答弁者(執行部)の発言内容の理解		5.傍聴して気づいた点	6.市議会全般への意見
						該当するものを選択	該当を選択	理由	該当を選択	理由			
R4.9月 定例会議	20	9月7日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある	よくわかった			よくわかった			市民目線でしっかり質問されているので、今後とも頑張って下さい各議員も執行部もしっかり頑張っているのに、歴史資料館課題で市民との距離がなぜうまらないかが疑問
	21	9月9日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある		よくわからなかった		委員会に質問なし	なれあいであいで真剣みがない		議員の勉強不足で市にあしらわれている
	22	9月13日	60代	市内(浜田地域)	3回以上	議会や市政に関心がある 今回の議案や質問内容に関心がある	だいたいわかった	反対理由がかたよっている		だいたいわかった		茶番に市民から意見が(その場で)言えないのがくやしい	